千葉市職員等からの公益通報に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、職員等からの法令違反行為等に関する公益通報について必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、法令違反行為等の発生を防止し、又は法令違反行為等に対して是正措置及び再発防止策を講じ、もって、市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　職員　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第２項に規定する一般職に属する職員及び同条第３項第３号に規定する特別職に属する本市の職員をいう。

(2)　職員等　職員並びに本市との請負契約その他の契約に基づいて事務又は事業を行う者及びその業務に従事している者並びに指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。）及びその管理する公の施設の管理の業務に従事している者並びにこれらであった者のうち公益通報の日前１年以内に退職した者をいう。

(3)　公益通報　職員等が知り得た行政運営上の法令違反行為等に関して行われる不正の目的でない通報をいう。

(4)　公益通報者　公益通報を行った職員等をいう。

(5)　法令違反行為等　次に掲げる行為をいう。

ア　法令（条例、規則を含む。）に違反する行為

イ　市民の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれのある行為

ウ　ア及びイに掲げるもののほか職務の執行に係る不適正な行為

（通報窓口）

第３条　職員等からの公益通報を受け付ける窓口は、総務局総務部人事課コンプライアンス推進室及び市長が指定する弁護士資格を有する者（以下「弁護士」という。）とする。

２　公益通報を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務（以下「公益通報対応業務」という。）を統括する通報対応責任者を置くこととし、総務局長をもってこれにあてる。

３　公益通報対応業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、総務局総務部人事課コンプライアンス推進室に所属する職員とする。

４　公益通報は、公益通報受付票（別記様式）により受け付けるものとする。

５　従事者又は従事者であった者は、その職務において知り得た秘密を漏らしてはならない。

６　従事者は、公益通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有してはならない。

７　公益通報が行われた事案に関係する職員は、当該公益通報対応業務に関与してはならない。

（公益通報）

第４条　職員等は、本市の行政運営において、法令違反行為等を行った事実が生じ、又は生ずるおそれがあると思料するときは、市長に対し、公益通報を行うことができる。

２　公益通報を行う職員等は、法令違反行為等の事実について日時及び場所、証拠の状況等又は

法令違反行為等が生ずるおそれがあると思料する根拠等をわかりやすく伝えなければならない。
３　公益通報を行う職員等は、第１項の規定により公益通報を行うときは、自己の利益を不当に得る目的、他の職員を中傷する目的その他第三者に損害を与える目的で通報を行ってはならない。
４　職員等が弁護士に公益通報を行った場合において、当該法令違反行為等に係る調査の有無、調査結果、是正措置等に関する通知を弁護士から受けたいときは、その旨を弁護士に申し出るものとする。

（調査の実施）
第５条　市長は、公益通報を受け付けたときは、当該公益通報に係る調査を行うかどうかを速やかに決定し、その旨（調査を行わない場合は、その理由を含む。）を公益通報者（前条第４項の規定による申出があったときは、当該申出を受けた弁護士）に通知するものとする。ただし、匿名の公益通報が行われた場合及び公益通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。
２　市長は、当該通報に係る調査の実施を決定したときは、速やかに事実確認のための調査を開始するものとする。
３　市長は、調査の実施に当たっては、公益通報者の秘密を守るため、公益通報者が特定されないよう十分に配慮するものとする。

（調査結果の通知）
第６条　市長は、前条の調査が終了したときは、直ちにその結果を取りまとめ、公益通報者（第４条第４項の規定による申出があったときは、当該申出を受けた弁護士）に通知するものとする。ただし、匿名の公益通報が行われた場合及び公益通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（職員等の責務）
第７条　職員等は、正当な理由がある場合を除き、公益通報に係る調査に誠実に協力しなければならない。
２　前項の規定により調査に協力した職員等は、当該調査により知り得た情報を漏らしてはならない。

（是正措置等）
第８条　市長は、調査の結果、法令違反行為等が生じ、又は生ずるおそれが明らかになったときは、速やかに法令違反行為等の発生の防止策又は是正措置及び再発防止策（以下「是正措置等」という。）を講ずるものとする。
２　前項の是正措置等を講ずるべき任命権者が市長以外の者である場合は、市長は、是正措置等を講ずるべき任命権者に通知するものとする。
３　市長から前項の通知を受けた任命権者は、速やかに是正措置等を講ずるものとする。
４　市長及び市長以外の任命権者は、調査の結果必要があると認めるときは、法令違反行為等を行った職員に対し、処分その他適切な措置を講ずるものとする。
５　市長以外の任命権者は、第３項の是正措置等又は前項の措置を講じたときは、その内容を遅滞なく市長に報告するものとする。
６　市長は、第３項から前項までの規定により市長又は市長以外の任命権者が講じた是正措置等

について、公益通報者（第４条第４項の規定による申出があったときは、当該申出を受けた弁護士）に通知するものとする。ただし、匿名の公益通報が行われた場合及び公益通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（不利益取扱いの禁止）

第９条　公益通報者は、公益通報を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

２　公益通報をしたことにより不利益な取扱いを受けた職員等は、その旨を市長に申し出ることができる。この場合において、市長は、速やかに当該申出に係る調査を行うものとする。

３　市長は、調査の結果、不利益な取扱いが認められたときは、申出を行った公益通報者の任命権者（公益通報者が職員以外の場合にあっては、公益通報者の管理監督者である職員の任命権者）に対し、原状回復その他の改善の措置を講ずるよう要請するものとする。

（是正措置等の実効性評価）

第 10 条　市長は、通報処理終了後、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置等を講ずるものとする。

２　前項の場合において、是正措置等を講じた任命権者が市長以外の者であるときは、市長は、是正措置等を講じた任命権者に対し、新たな是正措置等を講ずるよう要請するものとする。

（運営状況の公表）

第 11 条　市長は、通報の件数等について、毎年度公表するものとする。

（関係資料等の保存）

第 12 条　市長は、通報処理が終了した時から５年間、当該公益通報の事案の処理に係る記録及び関係資料（次項において「関係資料等」という。）を保存するものとする。

２　市長は、関係資料等の保存に当たっては、公益通報に係る秘密が守られるよう十分に配慮しなければならない。

（市民等からの通報の取扱い）

第 13 条　市長は、職員等以外の市民等から行政運営上の法令違反行為等に関する通報があったときは、本要綱に準じて取り扱うものとする。

（補則）

第 14 条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年６月１日から施行する。

別記様式

公 益 通 報 受 付 票
（内部の職員等からの通報）

通報日時	年　　月　　日　　時　　分
通報NO.	
通報方法	面談　電話　FAX　郵便　Eメール　その他（　　）
受付担当者	
通報者の区分	職員　会計年度任用職員　特別職非常勤嘱託員　契約業者又はその従業員 指定管理者又はその従業員　その他（　　）
通報者	（氏名）　　（所属） 匿名
通報内容 （違反等の事実）	①通報対象者（所属、氏名等） ②不正の内容 ③証拠書類等（ 有 （　　）・ 無 ） ④特記事項
通知の要否	希望する（ コンプライアンス推進室　弁護士 ）　・　希望しない
連絡先及び連絡方法	
通報受付	受理　・　不受理 （不受理とした理由）

（処理欄）

調　　査	実施する ・ 実施しない （実施しない理由）
調査通知	年　　月　　日　通知済
調査協力（担当）課	
調査結果	
調査結果の通知	年　　月　　日　通知済
是正措置等の内容	
是正措置等の通知	年　　月　　日　通知済
事後の確認	通報者の不利益取扱い（ 無 ・ 有（　　）） 不正行為は再発（ していない ・ している ）